

2017年11月17日

株式会社エーチーム・アカデミー
代表取締役 柿崎 裕治 殿
(ご担当:白川栄二様)

適格消費者団体
特定非営利活動法人
代表理事理事長

消费者機構日本
和田 寿昭

再申入書

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当機構より2017年9月4日付で送付いたしました「申入書」に対しまして、平成29年10月19日付「申入書のご回答」を送付いただき、誠にありがとうございました。

受領しました「申入書のご回答」にあります「全てでは無く一部分の改訂の検討に入ります」とのご回答ですが、その理由の内容は当機構から見ると、一部に誤認等に基づく部分が認められ、相当ではないと考えます。

そこで、以下のとおり当機構において不相当と考える部分につき指摘させて頂き、本書面の内容を踏まえて、改めて2017年9月4日付け「申入書」の「申入れの趣旨」記載の事項全てについて検討をいただくよう下記のとおり申入れます。

つきましては、本再申入れに対する貴社の文書による御回答を2017年12月15日(金)までに当機構にお送りください。

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で申入れの内容、貴社の御回答の有無・内容等を当機構のホームページ等に公表します。また、当機構は消費者契約法第23条4項に基づき、申入れの内容と結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、消費者契約法第39条に則り公表を行う場合があります。

記

1 「契約の解除に当たる『退学』は、任意で認めています。」とする点

当機構は、貴社が退学を認めていないとは主張していません。

退学が任意かどうかとは関係なく、入学時諸費用について返金しないことが問題と考えます。

2 「入学諸費用(原文のママ)につきましては、契約金では無く『入学資格の地位を確保』するもので設定しています。」とする点

本件学校においては、随時の入学を認めている以上、「入学資格の地位を確保」するために、38万円もの多額の費用が必要であるとは考えられず、入学時諸費用は、その額が不相当地高額であって、「入学資格の地位を確保」する以外の性質を有するものといわざるをえません。

年に1回の入学に向け、数次の選抜入試があり、そのために合格者は入学金を納入して地位の確保をするという事情がある大学と異なり、本件学校においては、入学時期が年1回に限定されず、入学資格についても「入学オーディションに合格した者」のほか、「本校が認定したプロダクションの推薦を受けた者」「その他学校が認めた者」とゆるやかであり、入学資格が認められ入学時諸費用等を納入すればすみやかに授業に参加できると考えられることから、本件学校の入学時諸費用は、「入学資格の地位の確保」との性格はほとんどないと考えられます。

3 「入学時期が年1回なら妥当、随時が不当という明確な根拠（前後期制、3期制、どの範囲ならば妥当）が明確では無いと考えております。」とする点

上記のとおり、入学時期が年1回に限られているのか、随時かということで、「入学資格の地位の確保」の必要性は変わってくるのであって、入学時諸費用として返還を拒否できるかどうかも変わるといえます。

授業料の例ではありますが、北九州予備校事件・大分地裁平成26年4月14日判決（判例時報2234号79頁）では、年度途中から入学する者がいることが予定されていること等から、一人の希望者との間で在学契約を締結したために別の一人の希望者との在学契約締結の機会が失われたといった関係はおよそ認められないとして、在学契約を締結した一人の消費者が、在学生としての地位を取得した後にこれを解除した場合、当該予備校は、これにより幾らかの損害を被ることはあり得るとしても、中途入学者を受け入れること、その他の事前の対策を講じることは十分に可能であるなどと判示し、授業料を全額返還しない旨の条項は消費者契約法9条1号により無効としました。一般に、大学の場合は入学時期が年1回であることから授業が開始される4月以降の退学が生じた場合に学生の補充が不可能であるため、4月以降の退学者については、授業料の全額を返還しないとする規定が有効とされているところ、年度途中からの入学を認めている予備校においては、上記のような判断がなされたことは参考になります。

以上

＜本件に関する問合せ・回答の送付先＞

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15

プラザエフ 6階（担当：横地・磯辺）

TEL03-5212-3066 FAX03-5216-6077